

評 価 書

平成19年9月10日
宮 城 県

下記事業を対象として行った大規模事業評価の結果は、以下のとおりである。

記

1 対象事業名

教育・福祉複合施設整備事業

2 事業の概要

別添資料1「事業概要」のとおり

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握方法

別添資料2「評価結果」のとおり

4 評価の経過

平成17年度に「総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)整備事業」として大規模事業評価を実施しており、行政評価委員会から「事業を実施することは妥当」との答申を受け、県として事業を実施することとして決定している。

今回、総合教育センター(仮称)及び通信制独立校(仮称)に、新福祉センター(仮称)を併せて整備することから、計画の変更として、以下により改めて評価を実施したものである。

平成19年 6月 4日 行政活動の評価に関する条例第5条の書面(評価調書)の確定

平成19年 6月 4日 宮城県行政評価委員会に諮問

平成19年 6月 6日 同条例第9条に基づく県民意見聴取(3人から9件の意見)
~ 7月 5日

平成19年 6月 8日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第1回開催

平成19年 7月13日 宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会第2回開催

(現地調査を含む)

平成19年 8月27日 宮城県行政評価委員会から答申

平成19年 9月10日 県の自己評価の確定、同条例第10条に規定する評価書の確定

5 行政評価委員会の意見

別添資料3「答申」のとおり

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会での2回にわたる審議と同委員会からの答申及び県民意見聴取の結果を踏まえ、この事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則(平成14年度宮城県規則第26号)第17条第1項に定める基準に基づき評価を行ったところ、この事業を実施することは適切と判断した(評価結果の詳しい内容は別添資料2「評価結果」のとおりである)。

なお、宮城県行政評価委員会からの答申内容についての検討結果は、次のとおりである。

- (1) 事業の具体化にあたっては、教育及び福祉関連施設の一体的整備による連携強化や効率化等の利点を十分に引き出すとともに、各施設機能の特殊性などにも配慮した施設整備と運営を行うこと。(規則第17条第1項第6号関連)

【県の検討結果】

総合教育センター(仮称)、通信制独立校(仮称)及び新福祉センター(仮称)の整備にあたっては、機能の連携強化、施設の共用による効率化等を図ることとし、さらに、それぞれの役割がしっかりと果たせるよう、各施設機能の特殊性などに配慮した整備を進めるものとする。

- (2) 施設設計にあたっては、利用者ニーズを踏まえ、ハード・ソフト両面の機能充実を図ること。また、広く県民に開かれた施設としての活用方法等について、検討を行うこと。(規則第17条第1項第4、6号関連)

【県の検討結果】

施設の設計にあたっては、利用者実態を十分に把握し、更なる機能向上が図れるよう検討する。また、各種事業を展開していく上で、地元・関係団体等と連携を図りながら、一般県民に開かれた施設となるよう機能、運用方法等を検討する。

- (3) 既存施設の跡地についても、その有効活用の方策を早急に検討すること。
(規則第17条第1項第5、6、8号関連)

【県の検討結果】

新築移転後の各施設の跡地利用については、県庁内での利活用や一般等への売却等、有効な活用方策を検討する。